

求められる教師の異文化対処能力

千葉大学名誉教授 にいくら りょうこ 新倉 涼子



1 日本の学校における異文化状況

グローバル化に伴い日本で就労する外国人の数は増加しており、それに伴い家族として滞在する学齢期の子供や、日本で生まれる子供が増加し、学校は国籍や民族の多様化が進んでいる。

日本の学校にはこれまでも在日韓国・朝鮮人をはじめとして、多様な言語的・文化的背景をもった子供たちが在籍しており、単一の民族から構成されているわけではない。‘日本語のできる’‘日本の生活習慣や行動様式に馴れた’彼らを見えない形で同化してきたため、異なった文化の人々が互いにもつであろう先入観、相互の知識や情報の不足、そしてその結果起こる誤解や不信感、摩擦、対立などはこれまであまり経験せずに過ごしてきた。

しかし、‘日本語のできない’‘日本の生活習慣や行動様式に不馴れな’‘風貌も異なる’外国人児童生徒をクラスに迎え入れるようになり、言語的・文化的背景の異なる子供や保護者との間で生じる日本語の問題や、行動様式の相違に直面し、対応の難しさを実感するようになってきた。日本の学校は、机を並べる外国人児童生徒との直接的な異文化共生という新たな段階に入った。

2 求められる教師の異文化対処能力

教師の異文化対処能力や異文化と向き合う姿勢は、子供の異文化への態度や行動を大きく左右する。しかし、これまで外国人児童生徒の教育に関しては、外国人児童生徒自身が

直面する課題に視点が置かれ、彼らを受け入れる教師自身の異文化対処能力についてはあまり論じられることがなかった。

そこで本稿では、教師自身の異文化対処能力に焦点を当て、外国人児童生徒の指導において教師はどのような資質や能力が求められるのか論じていく。

(1)課題解決に求められる洞察力

「日本語が通じない生徒とどう接したらいいだろうか。」「いろいろな国の生徒に対するよい指導方法を知りたい。」「外国人の子供とうまく意思疎通ができる具体的な方法を知りたい。」「どうやって日本語を教えたらいいいのか指導方法を知りたい。」「保護者への対応の仕方を知りたい。」など、これらはこれまで異文化接触経験の機会が少なかった教師が、新たな現実と直面したときに生じる問いである。私たち受入れ側は、外国からの子供たちや保護者の日本への適応を急ぐあまり、ややもすると手段や方法ばかりに目が行き、上述のようなHow Toを求めてしまいがちになる。

しかし、ひとくちに外国人の子供といっても生まれも育ちも様々である。上述の問いの答えは子供の数だけあり、一人一人対応は異なる。対応の手段や方法を知る前に、まず子供一人一人を様々な視点から把握することから始まる。

何才で来日したのか、日本に来てどのくらいか、母国でどのような教育を受けてきたのか、母語力はどの程度か、年齢に見合った思考言語が確立されているか、親の教育への関



心度は、潜在的な学力はどの程度か、家族構成は、滞在目的は、性格など様々な観点から見立てをし、得られた情報を多角的に分析し、複合的要因を見極めてみる。そして、そのプロセスを通してどのような手立てがあるのかを考えることが重要なのである。見立てから答えを導き出すこの一連の作業には教師の異文化状況を洞察する力が問われている。

(2)心理的プロセスの理解と共感性

外国人にとって自国にいたら当たり前でできた行動でも、文化的環境の異なる外国ではうまく行動できなかつたりするときの不安や戸惑いは容易に想像できる。異質な環境におかれれば誰も試行錯誤を繰り返す中で心的エネルギーを消耗する。日本で暮らす外国人児童生徒やその保護者も例外ではない。しかし、日本の行動の仕方が当たり前と思っている私たちは、彼らの心情に思いが至ることはあまりない。彼らの行動の背景には彼らなりの行動の必然性がある。彼らが何を思い、いったい何を求めているのか、どんな思いでいるのか、それらを意識して彼らの気持ちを推し量る共感性をもつことが対応の仕方に大きく影響するのである。

(3)多様性の受容と耐性（トレランス）

異なる文化や教育体験をもった外国人児童生徒の存在は、日本人も外国人も双方が影響し合い、ともに視野を広げ、問題解決能力や対処能力を高めていく教育機会を提供してくれる。

しかし一方で、彼らとの接触は、同時に様々な軋轢を生み、文化的分離が起こる可能性も有しており、同質性の中で安住してきた日本の学校や教師にとって必ずしも心地良いことではない。「頭ではわかっているけど気持ちがついてこない。」「～すべきと思ってはいるができれば避けたい。」「理解しようと思うが不

快な気持ちになる。」といった様々な否定的感情が生まれてしまうのも事実である。

言語的・文化的背景の異なる他者との直接的接触は、異なるものへの不安、苛立ち、拒否といったネガティブな情緒的反応をも含めて相手と向き合うことでもある。心の中に存在する潜在的な否定的感情を自覚し、そこでの心理的葛藤を克服し、異質性に対処する力（耐性）を学ぶことが異文化事態では求められる。多様性を受け入れるという言葉の響きは心地よいが、矛盾し合う行動様式に折り合いをつけ、多様性を受け入れていくためには、自身の潜在的かつネガティブな感情をコントロールできる耐性（トレランス）が必要なのである。

3 教育の国際化と自己教育力

教員一人一人が異文化事態で求められる多角的なものの見方、共感性や洞察力を身に付け、その力を外国人児童生徒の教育実践につなげていくことは、日本人の子供にとってもよい効果をもたらす。

その力は、外国人児童生徒の指導に求められる特別な力ではなく、いじめや特別支援など多様化する日本の学校現場の対処に共通して必要とされる力である。教師自身の異文化対処能力の向上は教室内での様々な問題解決への大きなヒントとなり、外国人児童生徒への対応にとどまらずあらゆる教育場面の実践につながる可能性をもつ。

教育の国際化の推進力となっているのはまさに現場の教師である。教師一人一人が異文化対処能力を向上させ、自己教育力を高め、より広い視野で世界を、所属する社会を、学校を見つめ直し、新たな枠組みを創造し、実践を変革していく力を備えた存在であってほしいものである。

外国人児童生徒等教育の充実を目指して

県教育庁教育振興部学習指導課

1 はじめに

近年、県内に在住する外国人の増加に伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が増加している。その数は、文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」によると、平成20年度から30年度にかけて1.53倍に増加している。

また、母語の多言語化や、就学不明者の増加等、外国人児童生徒等を取り巻く状況には多くの課題がある。これらの状況を踏まえると、小中学校段階のみならず、就学前や高等学校、更には卒業後も見据えた体系的な指導・支援が必要であり、外国人児童生徒等の受入れや教育内容を充実させることは喫緊の課題であるといえる。

2 外国人児童生徒等を取り巻く背景

(1)国の動き

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、共生社会の実現に向けた取組の充実を図っている。

(2)千葉県の現状と課題

①外国人児童生徒等の実態

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍人数については、前述のとおり非常に増加しており、母語も多言語化している。

②主な課題

外国人児童生徒等においては、生活や学習に関する言語力が不十分なことによる学習意欲の低下や学校生活への不適応、周囲からの

疎外、進学や就職が思うように進まない等の課題があることに加え、保護者と学校側との意思疎通が難しい場合が少なくない。また、不就学及び就学不明者の増加も課題となっているが、就学においては外国人に義務がなく、対応に苦慮している自治体が増加している。

③県教育委員会の主な取組

県教育委員会では、このような状況を踏まえ、外国人児童生徒等が日本語による学習ができるよう、国から加配された日本語指導担当教員を県内に配置している。さらに、日本語指導担当者の資質能力向上等を目的とした研修を実施している。特に日本語指導経験が浅い教員が多くなっているため、初級指導者を対象とした研修を行うなど、研修体制の見直しや充実を図っている。

また、県立学校へ外国人児童生徒等教育相談員を派遣し、学習や生活の支援、保護者との教育相談時の通訳等を行っている。

3 千葉県外国人児童生徒等教育の方針

(1)策定の背景

県教育委員会では、「第3期千葉県教育振興基本計画」を策定し、令和6年度までの、次世代へ光り輝く「教育立県ちば」プランを示した。また、千葉県では、令和2年3月に「千葉県多文化共生推進プラン」を策定し、全ての県民が地域社会の一員として共に生きていく「多文化共生」社会づくりの理念や取組の方向性等を示している。これらをもとに、外国人児童生徒等の教育が充実していくよう、教育庁関係課や知事部局等と市町村が連携し



に対応していく体制を整えるものとして「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」（以下、方針という）を令和3年3月に策定した。

(2)方針の基本的な考え

すべての児童生徒に相手を理解し、「違い」を認め合い、多様な価値観を受容しながら、共に生きようとする多文化共生への意欲や態度を養う。

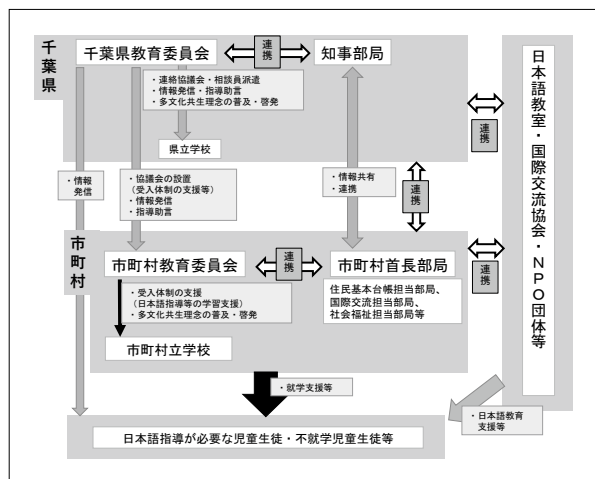
多文化共生の教育を担う教師の育成及び、受け入れ体制の構築を支援する。

(3)重点化の視点

- ①日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒等に、日本語指導教員による指導が行えるようにする。
- ②日本語指導担当教員等の資質能力向上のため、日本語指導方法及び多文化共生等に関する研修機会を拡充する。
- ③就学において、市町村教育委員会が首長部局等と連携して保護者等への働きかけが行えるよう指導・助言する。

(4)自治体等の役割

県、市町村の体制と役割を共通整理し、それぞれが連携して取り組むことが外国人児童生徒等の教育には不可欠である。



連携イメージ図

4 主な施策

四つのカテゴリーに係る、14の施策を実施している。

外国人児童生徒等教育の指導・支援体制

- ①行政担当者連絡協議会の開催
- ②日本語指導を必要とする生徒への支援体制の構築及び研究
- ③拠点支援校の設置
- ④幼児教育推進事業
- ⑤外国人児童生徒等の心のケア
- ⑥外国につながる障害のある児童生徒等及び家族への支援

教員・相談員の配置・要請

- ⑦日本語指導に係る研修・情報提供の充実
- ⑧日本語指導担当教員の配置
- ⑨外国人児童生徒等教育相談員の配置・語学ボランティアの要請

就学・進学・就職の支援等

- ⑩就学担当者会議
- ⑪外国人の特別入学者選抜
- ⑫県教育委員会 HP による支援

多文化共生意識の醸成

- ⑬外部関係機関や支援団体との連携
- ⑭異文化理解の促進

5 おわりに

今後グローバル化は一層進み、外国人児童生徒等がさらに増えることが想定される。その中で、日本語指導や生活支援、就学促進等の取組を進めていかなければならない。

県教育委員会では、「千葉県外国人児童生徒等教育の方針」をもとに、知事部局、各自治体、関係団体等と連携して指導や支援にあたり、千葉県で学ぶ外国人児童生徒等教育の充実が図られるよう努めていく。

船橋市の帰国・外国人児童生徒への支援

船橋市教育委員会指導課

1 はじめに

船橋市は、全国の中核市の中で人口が最も多く、令和2年3月には人口が64万人を超えた。同年4月には、36年ぶりの新設校となる塚田南小学校が開校し、市立高校1校、中学校27校、小学校55校、特別支援学校1校（2校舎）の設置となった。

人口の増加に伴い、帰国・外国人児童生徒数も毎年増加し続けている。さらに、その国籍も多様化していることに加え、市内全域に帰国・外国人児童生徒の在籍校が増えてきており、受入れ体制や日本語指導の充実が喫緊の課題となっている。

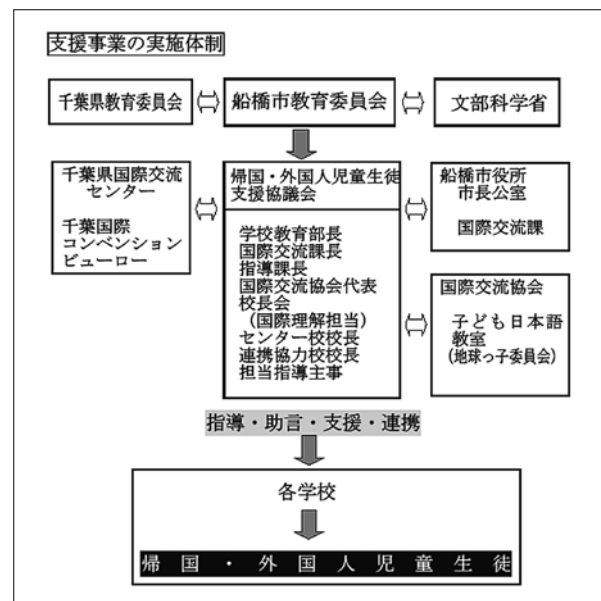
これまで船橋市では、文部科学省から研究指定を受け、国際理解教育と帰国・外国人児童生徒の教育に取り組むとともに、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の補助を受け、帰国・外国人児童生徒の受入れとその環境整備に努めてきた。さらに、新たな取組として、家庭への持ち帰りも可能とした翻訳機の貸与、オンライン授業の実施等、帰国・外国人児童生徒への支援体制の更なる充実を図っているところである。

2 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

(1) 支援協議会の設置

帰国・外国人児童生徒の受入れにあたり、各学校への指導・支援の在り方を協議する機関として、船橋市帰国・外国人児童生徒支援協議会（以下、協議会）を設置し、年間2回

協議会を開催している。なお、支援事業の実施体制は以下の図のとおりである。



(2) 協議会全体会の開催

年度初めに、市立小・中・特別支援学校の日本語指導担当者又は国際理解教育担当者を対象にして、協議会全体会を開催している。全体会では、本市の支援事業の周知を図るとともに、帰国・外国人児童生徒の支援の在り方についての研修を行っている。令和3年度は、日本語指導員を講師とし、外国人児童生徒が抱える悩みやその支援の方法についての理解を深めた。

(3) 日本語指導員等の派遣

本市では、帰国・外国人児童生徒への学習支援のため、会計年度任用職員の日本語指導員5名（中国語2名、タガログ語1名、スペイン語1名、ポルトガル語1名）と日本語指導ボランティア46名を派遣要請のあった学校



に派遣している。会計年度任用職員と日本語指導ボランティアによる派遣体制を整え、各学校からの要請に速やかに応えられるよう努めている。日本語指導ボランティアは、国際交流課及び国際交流協会と連携を図り、リスト化されていて、現在60名以上の登録がある。

(4)センター校及び連携協力校の設置

センター校2校、連携協力校3校を指定し、日本語指導担当教員を中心に、日本語指導の進め方や支援体制の在り方等について、研究・実践を積み重ねている。これら指定校の実践が各学校に広がり、市全体の日本語指導の向上につながることを目指している。

3 新たな取組

(1)翻訳機の導入

昨年度の新型コロナウイルス感染症対策のための一斉休業期間において、日本語を十分に理解できない児童生徒及びその保護者は、休業や登校日に関する緊急の連絡や休業期間中の学習課題の内容把握に大変な苦労があった。そこで、本市では家庭学習等の支援を目的として、翻訳機を200台導入した。児童一人一人に翻訳機を貸与し、家庭への持ち帰りを許可することで、必要な時にいつでも使用できるようにしている。導入した効果としては、来日直後の児童生徒が、言葉の壁を越えて、担任の先生や友達と進んで対話し、日本の学校に早期に適応できるよう活用できていること、文書翻訳機能が、授業や家庭学習での文書の内容理解に有効であること等の報告を受けている。



翻訳機を活用している様子

(2)オンライン授業の実施

日本語を十分に理解できない児童生徒の日本語の学習機会を拡充するため、昨年度からオンライン授業を開始した。GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を利用し、Google ClassroomのMeetによるオンライン授業を実施している。小学生は水曜日の午後、中学生は金曜日の午後に授業時間を設定し、小学生8名、中学生3名が在籍校からオンラインで参加している。日本語指導担当教員と日本語指導ボランティアが連携して指導に当たっている。

日本語指導員等による対面での学習支援とオンライン授業の組合せにより、日本語指導の充実を図っている。



オンライン授業配信の様子



オンライン授業受講の様子

4 おわりに

今後も、帰国・外国人児童生徒が安心して学ぶことができる環境が整備されるよう、国際交流関係機関と連携を図り、更なる改善を図っていきたい。